令和９年度
幼稚園・保育所等　利用のしおり

この『利用のしおり』は、令和９年４月以降に幼稚園・保育所等（以下、「施設等」という。）の利用を希望される場合の手続きについて記載しております。

施設等の利用を希望される方は、必ずこの『利用のしおり』をよくご覧いただき、手続きを行ってください。

○令和９年４月１日入所希望受付期間

令和８年１１月２日（月）　～　令和８年１１月３０日（月）

※受付期間後も、随時、受け付けますが、期間内の申請を優先して利用調整を行います。

○令和９年４月２日以降入所希望受付期限

入所希望月の**前々月の初日から末日まで**（土、日、祝日の場合は翌開庁日まで）

※期限を過ぎる場合は、事前にご連絡ください。

○留意事項

１．施設を決める際は、児童と一緒に必ず施設を見学し、保育内容や立地など、十分なご検討・ご確認をお願いします。

※施設見学に行かれる際は、事前に施設の都合を電話で確認してください。

２．施設の空き状況や開所時間等については、直接、施設にご確認の上、お申込みください。

３．必要書類は全て揃えた上で、お申込みください。

４．町外の施設を希望する場合は、施設の所在市区町村が入所の可否を決定します。なお、町外施設は保育要件とは別に**要件**がありますので、住民福祉課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
佐々町役場　住民福祉課　福祉班
〒857-0392
佐々町本田原免 168 番地 2
TEL：0956-62-2101

メモ欄

目　　次

１．教育・保育給付認定について　・・・・・・　1
（１）認定区分について　・・・・・・　1
（２）教育認定（１号認定）について　・・・・・・　1
（３）保育認定（２号認定・３号認定）について　・・・・・・　１－２

２．施設利用について　・・・・・・　3
（１）利用できる期間について　・・・・・・　3
（２）利用申込について　・・・・・・　3
（３）申込に必要な書類について　・・・・・・　３－６
（４）利用開始日について　・・・・・・　6
（５）利用の調整（選考）について　・・・・・・　6
（６）現況届について　・・・・・・　6
（７）利用中の手続きについて　・・・・・・　7
（８）児童の休園時の取扱いについて　・・・・・・　7
（９）保育認定子どもに係る育児休業中の利用期間の取扱いについて　・・・・・・　8
（10）保育認定子どもに係る両親育休等の取扱いについて　・・・・・・　8
（11）退所・退園について　・・・・・・　9
（12）保育認定子どもに係る広域（町外）施設の利用について**※要注意**　・・・・・・　9

３．利用者負担額（副食費・保育料）について　・・・・・・　10
（１）幼児教育・保育の無償化について　・・・・・・　10
（２）副食費について　・・・・・・　11
（３）保育料について　・・・・・・　12－13
（４）利用者負担金（副食費・保育料）の納付方法について　・・・・・・　14－15

４．佐々町の保育施設について　・・・・・・　16

１．教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、施設等を利用するために必要であり、保護者の状況や利用を希望する施設等により、認定区分が異なります。

※原則、佐々町に居住し、住民登録をしていることが必要です。

（１）認定区分について

認定区分	要件	利用可能施設	申込方法
（教育認定） １号	満３歳以上 **保育の必要性なし**	幼稚園 認定こども園（教育利用）	各施設へ直接申込
（保育認定） ２号	満３歳以上 **保育の必要性あり**	保育所 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業等	（町内施設） 住民福祉課または 各施設へ直接申込 （町外施設） 住民福祉課へ申込
３号	満３歳未満 **保育の必要性あり**		

（２）教育認定（１号認定）について

＜年齢別クラス＞

クラス （実施年齢）	生年月日
満３歳児	令和６年（2024年）４月２日～令和７年（2025年）４月１日 ※令和９年度中に満３歳となり幼稚園等を利用する場合
３歳児	令和５年（2023年）４月２日～令和６年（2024年）４月１日
４歳児	令和４年（2022年）４月２日～令和５年（2023年）４月１日
５歳児	令和３年（2021年）４月２日～令和４年（2022年）４月１日

＜要件および有効期間＞

特にありません。

（３）保育認定（２号認定・３号認定）について

＜年齢別クラス＞

クラス （実施年齢）	生年月日
０歳児	令和８年（2026年）４月２日～
１歳児	令和７年（2025年）４月２日～令和８年（2026年）４月１日
２歳児	令和６年（2024年）４月２日～令和７年（2025年）４月１日
３歳児	令和５年（2023年）４月２日～令和６年（2024年）４月１日
４歳児	令和４年（2022年）４月２日～令和５年（2023年）４月１日
５歳児	令和３年（2021年）４月２日～令和４年（2022年）４月１日

＜要件および有効期間＞

	要件	内容	有効期間
①	就労	居宅外（常勤、パート等）・居宅内（自営業、内職等）で働いていること	就労が継続している期間
②	妊娠・出産	妊娠中や出産後間もないこと	出産予定日の前月・当月・翌月・翌々月（最大４か月）
③	育児休業	育児休業をする場合で、すでに施設等を利用している子がいて、継続利用が必要であること	育児休業を取得する子が１歳を迎える日の月末まで
④	疾病・障がい	保護者の心身に病気や障がいがあること	療養が必要なくなるまで
⑤	介護・看護	同居家族またはその他の親族が病気や障がいのため常時介護や看護が必要であること	介護や看護が必要なくなるまで
⑥	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	危険性がなくなるまで
⑦	就学	職業訓練校・大学等に在学していること	卒業（修了）予定日を迎える日の月末まで
⑧	求職活動	求職活動を継続的に行っていること	入所した日（月の初日）から最大3か月（90日間）
⑨	災害復旧	火災や風水害や地震などの復旧にあたっていること	復旧するまで
⑩	その他	上記①～⑨に類する状態として保育が必要と判断されること	状況による

※上記①、⑤、⑦、⑩については、**月 60 時間以上のもの、またはそれに等しい状態と認められるもの**が基準となります。

※⑧については、利用開始は月の初日からで、年度内で3か月（90日間）です。
年度を跨ぐ場合でも、連続して3か月（90日間）を超える利用はできません。

※要件が変わった場合も、手続きが必要となります。

＜その他＞

・本来、保育認定を受ける場合、保護者の就労時間により「標準時間保育」・「短時間保育」に分けて認定し、保育を行います。就労時間が120時間未満の場合や、求職活動中などは短時間保育認定に該当しますが、**佐々町では短時間保育認定であっても、標準時間保育に統一した保育を条例に規定し、実施しております。**

２．施設利用について

（１）利用できる期間について

認定区分	期間
（教育認定） １号	満３歳から小学校就学前まで
（保育認定） ２号	満３歳から小学校就学前まで（うち、保育を必要とする期間） ※教育・保育給付認定通知書の認定期間
３号	０歳から満３歳に達する日の前々日まで（うち、保育を必要とする期間）※教育・保育給付認定通知書の認定期間

※ただし、３号認定の期間が満３歳の年齢到達によって満了した場合は、自動的に２号認定に変更になります。**（手続きは不要です。）**

（２）利用申込について

利用希望施設が決まったら、必要な書類を揃え、下記の提出先へ提出してください。

・教育認定の場合：利用希望の施設

・保育認定の場合：（町内施設の場合）住民福祉課または利用希望の施設
（町外施設の場合）住民福祉課

（３）申込に必要な書類について

次の必要書類が揃わなければ正式な受付となりません。このため必要書類の提出が遅れると、希望日から利用できないことがありますので、ご了承ください。

申込書類は、住民福祉課および各施設にあり、佐々町 HP にも掲載しております。

また、ご家庭の状況により提出していただく書類が異なりますので、ご不明な点等ございましたら、住民福祉課にご確認ください。

●教育認定の場合

＜全ての方が必要な書類＞

①施設型給付・地域型保育給付費等支給認定申請書(兼 保育所等利用申込書)

＜預かり保育を利用する際に必要な書類＞

②施設等利用給付認定申請書

③保育を必要とする証明書類

※P4 をご確認のうえ、父、母それぞれ該当する要件の書類を提出してください。

●保育認定の場合

＜全ての方が必要な書類＞

①施設型給付・地域型保育給付費等支給認定申請書(兼 保育所等利用申込書)

②保育を必要とする証明書類

※P4 をご確認のうえ、父、母それぞれ該当する要件の書類を提出してください。

●教育認定・保育認定共通

＜保育を必要とする証明書類＞

	要件	必要な書類
①	就労 （常勤等）	就労証明書（事業主からの証明） ※親族経営（法人を除く）で就労している場合は、直近の源泉徴収票または確定申告書の控え（第１表・第２表）等が必要です。また、就労時間が変則の場合は、シフト等の勤務日、勤務時間がわかるものを求める場合があります。 **なお、勤務実態の調査をする場合があります。**
	就労 （自営業等）	就労証明書（事業主からの証明） ※直近の源泉徴収票又は確定申告書の控え（第１表・第２表）、自営業を営んでいることが証明できる書類（開業届等）が必要です。
②	妊娠・出産	保育所入所申立書＋母子健康手帳の写し（出産予定日および氏名がわかるページ）
③	育児休業	就労証明書（事業主からの証明） ※育児休業期間が記載されているもの
④	疾病・障がい	病気等申立書（病院の医師からの証明）※文書料は自己負担
⑤	介護・看護	病人看護等申立書（看護等を受けられる方の病院の医師からの証明）※文書料は自己負担
⑥	虐待・DV	公的機関の証明
⑦	就学	保育所入所申立書＋在学証明書＋カリキュラム（時間割等） ※就学予定の場合は、合格通知等の写しを 提出し、就学後に　在学証明書を提出してください。
⑧	求職活動	保育所入所申立書＋求職活動が確認できる書類（ハローワークの登録証等）
⑨	災害復旧	必要に応じて町が求める書類
⑩	その他	必要に応じて町が求める書類

※児童の保護者であれば、単身赴任などで佐々町以外にお住いの方でも、保育を必要とする証明書類の提出が必要です。

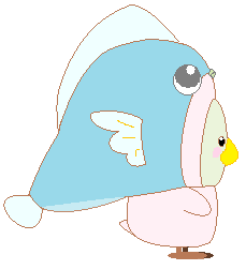

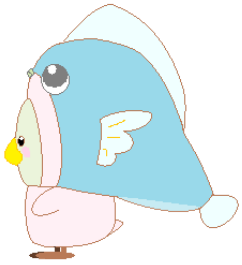

＜利用者負担額（副食費・保育料）を決定するための書類＞

〔住所地の状況による必要な書類〕

	住所地の状況	必要な書類
①	令和8年1月1日時点で佐々町在住の方	原則、書類の提出はありません。 ※税未申告など税情報が確認できない場合、申告を依頼することがあります。
②	令和8年1月1日時点で佐々町以外在住の方	令和8年度住民税所得課税証明書（写し可） ※令和8年1月1日時点の住所地の市区町村が発行するもの。 **※個人番号（マイナンバー）による情報連携により税情報を確認できる場合は、提出不要です。**
③	令和8年1月1日時点で海外在住の方	海外在住中の所得額・控除額がわかる書類 ・W2または会社からの給与支払証明書　など ※収入がなかった場合は、その旨記入したものを提出してください。

※令和9年9月以降に入所する場合は、上表の令和8年は令和9年に替わります。

※上記の書類は、**所得額・控除額・課税額**が記載されたものを提出してください。

※自治体によっては、所得額や控除額等が記載されていない証明書を発行する場合がありますので、必ず確認をしたうえで取得してください。

※家計の主催者が父母以外の扶養義務者の場合、保護者が祖父母の事業専従者となっている場合、同居祖父母の収入が父母より高い場合など、その扶養義務者の市町村民税額も利用者負担額算定の対象となることがあります。

〔世帯の状況による必要な書類〕

	世帯の状況	必要な書類
①	ひとり親の場合	次のいずれかの書類の提出が必要です。 ・児童扶養手当受給者証の写し ・ひとり親家庭等福祉医療費受給者証の写し ※どちらの受給もない場合は、戸籍謄本 ※所得によっては利用者負担金減免の対象となる場合があります。
②	在宅障がい児（者）等の場合 ※両親、きょうだい児の場合	次のいずれかの書類の提出が必要です。 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ・特別児童扶養手当受給証明書の写し ・国民年金の障害基礎年金等の証書の写し ※所得によっては利用者負担金減免の対象となる場合があります。また、子どもが該当する場合、障がい児保育等の対象になる場合があります。

③	同一世帯内で幼稚園等の施設に通う就学前の兄・姉がいる場合	以下に該当する場合は、在園証明書の提出が必要です。 ・私学幼稚園（支給認定を必要としない幼稚園）、特別支援学校幼稚園部、難聴幼児通園施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童デイサービス施設を利用している就学前の兄・姉がいる場合 ※幼稚園・認定こども園の場合は、在園証明書の提出は不要です。 ※所得によっては利用者負担金のきょうだい児減免の対象となる場合があります。

（４）利用開始日について

利用開始日は、**原則毎月１日から**となります。ただし、やむを得ない場合に限り、月途中からも利用できます。

利用するにあたり利用開始日から約２週間の『ならし保育』期間があります。

『求職活動』での利用開始日は月の初日のみです。また、産休・育休明けや新たに仕事を始める時は、就労開始日の２週間前から利用を希望することができます。

※ならし保育期間は、原則２週間です。

（５）利用の調整（選考）について

利用の調整（選考）は、利用希望月の前月に行いますので、申込書類は前々月下旬までに提出してください。なお、希望施設の変更や利用希望日の変更があるときは早めに連絡してください。

認定こども園及び地域型保育事業の場合は、施設との直接契約となりますので、施設利用内定通知書が届いたら、施設と契約を行ってください。

申込書は年度末（３月末）まで有効です。したがって、空き待ち等で利用できていない方は新年度（４月以降）の申込みが改めて必要になります。

（６）現況届について

毎年１０月頃に、施設を利用している方に対し、「現況届 兼 施設利用申込書」を送付しております。翌年度の施設利用の申込みに併せ、保育認定の方については、保育の必要性の確認も行います。書類の提出がない場合や、保育の必要性が確認できない場合は、施設を利用できなくなります。翌年度、施設を利用しない子どもについては、提出の必要はありません。

※翌年度、就学する子どもについては、上記の書類の送付はありません。

（７）利用中の手続きについて

保育を必要とする要件、住所地や世帯の状況に変更があった場合は、届出が必要になる場合があります。また、次の場合は、速やかに利用施設又は住民福祉課へ連絡し、『支給認定変更申請書』及び必要書類を提出してください。届出が遅延した場合や、保育を必要とする理由に虚偽の報告があったときは、施設利用が出来なくなる場合がありますのでご注意ください。

●教育認定・保育認定共通

①婚姻・離婚・死亡等により児童の保護者に変更があった場合（改姓や住所変更も含む）※利用者負担額が変わる場合があります。
②修正・更正・還付申告により税額が変更になった場合
③町外へ転出する場合　※引き続き、通園中の施設の利用を希望する場合は、事前に住民福祉課および転居先の市町村役場にご相談ください。
④支給認定区分（1 号認定⇔2 号認定）の変更を希望する場合　※原則、状況の変化（就労時間の増減、世帯状況の変更、保育要件の変更等）を想定しています。
⑤その他、申込事項に変更があった場合（町内転居や同居家族の増減など）

●教育認定（※預かり保育利用）の場合および保育認定の場合

①保育を必要とする理由が変更になった場合（例：P.2 の要件変更、勤務先変更、就労時間増減、退職等）　※変更後の『保育を必要とする証明書類』の提出が必要です。

（８）児童の休園時の取扱いについて

児童が利用施設を２週間以上連続で休む場合、休園する日から 1 週間前までに、利用施設または住民福祉課に『休園届』を提出してください。突発的な理由により休園が必要となった場合は、この限りではありませんので、速やかに利用施設または住民福祉課に連絡してください。また、正当な理由がなく、1 か月以上欠席したときは保育の実施の解除をすることとなっておりますので、正当な理由と認められない場合は、退園していただきます。なお、正当な理由の認否は、『休園届』を提出後に、町において内容を確認・審査いたします。

＜1 か月以上休園する場合の理由例＞

正当と認められる場合	里帰り出産（休園する最初の日から 3 か月間まで）、児童の入院、児童の一時保護等
正当と認められない場合	帰省、旅行等

＜留意事項＞

・休園期間が変更となる場合は、必ず住民福祉課にご連絡ください。
・休園中も利用者負担額（保育料・副食費）等は発生いたします。
・年度内での休園期間は、原則、累計 1 か月以内としております。

（９）保育認定子どもに係る育児休業中の利用期間の取扱いについて

就労要件で施設を利用しており、下の子どもの出産に伴い産前・産後休暇および育児休業（育児・介護休業法の規定に基づく育児休業）を取得する場合であれば、出産した子どもが満１歳に到達する日の属する月の月末まで、上の子どもは継続して施設を利用することができます。ただし、必ず届出が必要ですので、速やかに『支給認定変更申請書』及び必要書類を提出してください。

また、次の場合も、上の子どもは継続して施設を利用することができます。

〇育児休業から復帰するにあたり、出産した子どもが希望する施設を利用できない場合は、**出産した子が満１歳に達する日以後最初の３月３１日まで**

育児休業後、職場復帰に伴い継続利用を希望する場合、要件変更の手続きが必要になります。上記の場合に該当せず、認定期間が満了した場合は、速やかに退所届を提出してください。保育の認定要件に該当するまでは、家庭保育となります。

＜留意事項＞

・育児休業中の新規利用はできません。

（10）保育認定子どもに係る両親育休等の取扱いについて

就労要件で施設を利用しており、下の子どもの出産に伴い、母親が産後休暇・育児休業（育児・介護休業法の規定に基づく育児休業）および父親が育児休業を取得する場合（以下、『両親育休等』という。）の上の子どもの利用については、家庭の状況に応じて、協議し、判断いたしますので、利用施設または住民福祉課にご相談ください。

両親育休等での届出はありませんが、育休等の重複する期間を確認する為、両親の就労証明書の提出が必要となります。すでに母親または父親の育児休業取得により、支給要件を変更している場合は、要件を変更していない方の就労証明書のみの提出になりますので、取得する１週間前までに提出をお願いします。

（11）退所・退園について

退所を希望する日の 1 週間前までに、利用施設または住民福祉課に『退所届』を提出してください。

退所届の提出が遅れた場合、遡っての退所はできませんので、その後も施設に在籍しているとみなして利用者負担金を納入していただきます。

なお、以下の場合は退所していただく場合がございますので、速やかに利用施設または住民福祉課に連絡してください。

●教育認定・保育認定共通

正当な理由がなく、１か月以上欠席した場合

●教育認定の場合

共通以外の退所要件はありませんが、預かり保育を利用中で、下記の①②に該当する場合は、預かり保育を利用できなくなりますので、退所届の提出が必要です。

※施設退所ではありませんが、施設利用と預かり保育利用では認定が異なる為、預かり保育利用分のみの退所届の提出が必要になります。

●保育認定の場合

①保育を必要とする理由がなくなったとき

②『保育を必要とする理由』に虚偽の報告があった場合

上記以外にも、認定期間が満了した場合は、事前に継続利用の申請がない限り、認定期間満了日付で自動的に退所となります。※退所届の提出は必要です。

（12）保育認定子どもに係る広域（町外）施設の利用について※要注意

施設入所の可否は、その施設が所在する市区町村が決定します。事前にご自身で、施設が所在する市町村に利用申込締切日等をご確認ください。ただし、申込書類の提出先は住民福祉課です。

●広域利用（を予定）されている方へ※必ず読んでください！

＜利用を予定されている方へ＞

・保育の要件とは別に広域利用の要件がありますので、**事前に住民福祉課へお問い合わせください。**

例：就労先が利用予定施設の所在する市町村の場合等

＜利用されている方へ＞

・保育の要件に変更があった場合、広域利用の要件に該当しなくなる場合がありますので、変更の可能性がある場合、**事前に住民福祉課へお問い合わせください。**

該当しなくなった場合は、退所となり、退所届の提出が必要になります。

例：退職後に求職活動になる場合や、転職で就労先が利用施設の所在する市町村以外になる場合等

３．利用者負担額（副食費・保育料）について

（１）幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化が令和元年１０月から始まり、保育料については無償化されましたが、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず・おやつ代）は、直接各施設に支払うことになります。なお、保育認定（３号認定）については、従来どおり給食費が保育料に含まれていますので、実費額の負担はありません。

＜無償化対象者（令和９年４月１日時点の年齢）＞

〔教育認定（１号認定）〕

クラス（実施年齢）	生年月日
満３歳児	令和６年（2024年）４月２日～令和７年（2025年）４月１日 ※令和９年度中に満３歳となり幼稚園等を利用する場合
３歳児	令和５年（2023年）４月２日～令和６年（2024年）４月１日
４歳児	令和４年（2022年）４月２日～令和５年（2023年）４月１日
５歳児	令和３年（2021年）４月２日～令和４年（2022年）４月１日

※太枠内が対象

〔保育認定（２号認定・３号認定）〕

クラス（実施年齢）	生年月日
０歳児	令和８年（2026年）４月２日～
１歳児	令和７年（2025年）４月２日～令和８年（2026年）４月１日
２歳児	令和６年（2024年）４月２日～令和７年（2025年）４月１日
３歳児	令和５年（2023年）４月２日～令和６年（2024年）４月１日
４歳児	令和４年（2022年）４月２日～令和５年（2023年）４月１日
５歳児	令和３年（2021年）４月２日～令和４年（2022年）４月１日

※太枠内が対象

※０歳児～２歳児については、住民税非課税世帯のこどもに限る

＜無償化対象外の費用＞

延長保育料、給食費（主食費、副食費）、送迎バス代、行事費など

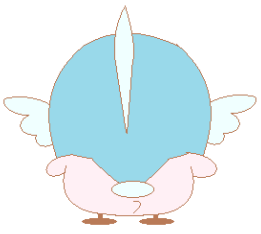

（２）副食費について

幼児教育・保育の無償化になる前は、保育料に含まれておりましたが、無償化の対象外とされた為、各施設に支払うことになります。なお、設定料金や納付方法については、施設毎に異なりますので、施設にご確認ください。町立施設については、佐々町に支払うことになります。

免除対象者については、次の表の『〇』の箇所に該当する方です。

＜副食費免除対象者対照表＞

階層	階層区分 ※課税については、市町村民税	推定年収	教育認定（１号認定）			保育認定（２号認定） ※３歳児～５歳児		
			第１子	第２子	第３子	第１子	第２子	第３子
1	生活保護世帯等	－	○	○	○	○	○	○
2-A	2-Bのうちひとり親世帯等	－	○	○	○	○	○	○
2-B	非課税世帯	～260万円	○	○	○	○	○	○
3-A1	3-A2のうちひとり親世帯等	－	○	○	○	○	○	○
3-A2	均等割のみ課税される世帯等	～270万円	○	○	○	○	○	○
3-B1	3-B2のうちひとり親世帯等	－	○	○	○	○	○	○
3-B2	所得割課税額　48,599円以下	～330万円	○	○	○	○	○	○
4-A1	4-A2のうちひとり親世帯等	－	○	○	○	○	○	○
4-A2	所得割課税額　57,699円以下	－	○	○	○	○	○	○
4-A3	4-A4のうちひとり親世帯等	－	○	○	○	○	○	○
4-A4	所得割課税額　72,799円以下	～340万円	○	○	○			○
4-B1	4-B2のうちひとり親世帯等	－	○	○	○	○	○	○
4-B2	所得割課税額　77,100円以下	～360万円	○	○	○			○
4-C	所得割課税額　96,999円以下	～470万円			○			○
5-A	所得割課税額　132,999円以下	～550万円			○			○
5-B	所得割課税額　168,999円以下	～640万円			○			○
6-A	所得割課税額　211,200円以下	～680万円			○			○
6-B	所得割課税額　300,999円以下	～930万円			○			○
7	所得割課税額　396,999円以下	～1,130万円			○			○
8	所得割課税額　397,000円以上	1,130万円～			○			○

※人数のカウントについて

・教育認定（１号認定）：原則、小学３年生からカウント

・保育認定（２号認定）：原則、保育施設を利用している子どもからカウント

（３）保育料について

保育料は、保護者等の市町村民税額、子どもの認定区分、きょうだいの状況等によって佐々町が設定した階層区分に応じて決定します。保育料は、施設を利用する際に必要な経費（公定価格）に含まれており、保育料を除いた額を、佐々町が施設へ給付費として支給しております。お子様を安心・安全にお預かりする為に、施設が運営を行う上で、お納めいただく保育料は、大切な財源となっております。

なお、佐々町では、国の基準の保育料より引き下げており、経済的な負担軽減も図っておりますので、必ず期限内の納付をお願いします。

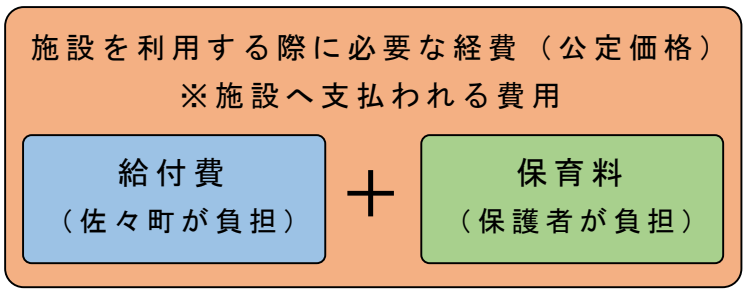

※令和８年度概算費用（月額）
０歳児　　：約２１万円
１、２歳児：約１４万円
３歳児　　：約　７万円
４歳児以上：約　６万円

＜市町村民税に関すること＞

	保育料（該当期間）	市町村民税課税年度（算定期間）
前期	令和９年４月～令和９年８月分	令和８年度（R7.1～R7.12）
後期	令和９年９月～令和１０年３月分	令和９年度（R8.1～R8.12）

※保育料は、主に父と母（場合によっては、祖父または祖母）の市町村民税額所得割課税の合算額で計算します。

※市町村民税額は、住宅借入金等特別税額控除、ふるさと納税（寄付金）控除などの**税額控除（調整控除を除く）前の税額**となります。

＜子どもの認定区分に関すること＞

保育料は、利用する子どもの**令和９年３月３１日時点での満年齢（クラス年齢）**で決定します。

※年度途中で３歳の誕生日を迎え、３号認定から２号認定に切り替わっても、その年度末まで３号認定の保育料となります。

＜きょうだいの状況に関すること＞

２人以上の子どもが同時に保育施設を利用する場合（別施設でも可）は、半額免除、全額免除の軽減があります。

※子どもの兄・姉が幼稚園等に通園している場合も、保育料について同様の軽減があります。（兄・姉の在園証明書の提出が必要な場合：P.6 参照）

＜留意事項＞

・保育料は、原則、月額です。月途中で入・退所した方は、在籍期間に応じて日割り計算します。家庭の都合、病気等で長期欠席されても日割りはできません。

＜保育料階層別料金表＞

階層	階層区分 ※課税については、市町村民税	推定年収	保育認定（２号・３号認定） ※令和９年３月３１日時点で満３歳未満	
			国基準	佐々町
1	生活保護世帯等	－	０円	０円
2-A	2-Bのうちひとり親世帯等	－	０円	０円
2-B	非課税世帯	～260万円	０円	０円
3-A1	3-A2のうちひとり親世帯等	－	０円	０円
3-A2	均等割のみ課税される世帯等	～270万円	１９，５００円	０円
3-B1	3-B2のうちひとり親世帯等	－	９，０００円	０円
3-B2	所得割課税額　48,599円以下	～330万円	１９，５００円	０円
4-A1	4-A2のうちひとり親世帯等	－	９，０００円	０円
4-A2	所得割課税額　57,699円以下	－	３０，０００円	０円
4-A3	4-A4のうちひとり親世帯等	－	９，０００円	０円
4-A4	所得割課税額　72,799円以下	～340万円	３０，０００円	２２，０００円
4-B1	4-B2のうちひとり親世帯等	－	９，０００円	８，２００円
4-B2	所得割課税額　77,100円以下	～360万円	３０，０００円	２２，０００円
4-C	所得割課税額　96,999円以下	～470万円	３０，０００円	２７，０００円
5-A	所得割課税額　132,999円以下	～550万円	４４，５００円	３２，０００円
5-B	所得割課税額　168,999円以下	～640万円	４４，５００円	３２，０００円
6-A	所得割課税額　211,200円以下	～680万円	６１，０００円	４０，０００円
6-B	所得割課税額　300,999円以下	～930万円	６１，０００円	４０，０００円
7	所得割課税額　396,999円以下	～1,130万円	８０，０００円	４０，０００円
8	所得割課税額　397,000円以上	1,130万円～	１０４，０００円	４０，０００円

＜留意事項＞

・上記金額は1子目の金額であり、2子目は1/2の金額、3子目以降は無料です。
　※4-B1階層の方は同時在園にかかわらず2子目以降が無料になります。
・人数の数え方について
　①1～4-A2階層の方：原則として同一世帯の最年長の兄姉からカウントします。
　②4-A3～8階層の方：保育施設を同時に利用する兄姉からカウントします。
・利用する施設・事業、公私立を問わず、認定区分ごとに同一の負担額となります。
・「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯をいいます。
・保育料には、給食費（主食費・副食費）が含まれています。
・保育料の他、行事代、バス利用代などの実費徴収費が必要となる場合があります。

（４）利用者負担金（副食費・保育料）の納付方法について

●副食費の場合

・私立認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所
　納付期限や納付方法等は、施設で決定していますので、施設にお尋ねください。
・公立認可保育所
　下記の＜副食費・保育料共通＞に記載。

●保育料の場合

・幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所
　納付期限や納付方法等は、施設で決定していますので、施設にお尋ねください。
・公私立認可保育所
　下記の＜副食費・保育料共通＞に記載。

●副食費・保育料共通

・納 期 限：毎月月末（ただし 12 月は 25 日）　※土日祝日の場合、翌開庁日
・納付方法：口座振替、納付書払い

＜口座振替方法＞

登録方法	①佐々町口座振替受付通知書で登録する場合 『佐々町口座振替受付通知書』に記入し、振替口座の取扱金融機関に提出してください。 ※書類は、住民福祉課にあります。 ②こうふりネットで登録する場合**※十八親和銀行のみ** 下記のページをご確認の上、「こうふりネット」にて登録をお願いします。 佐々町 HP 『Web 口座振替受付サービスについて』
振替日	毎月 25 日 ※土日祝日の場合、翌営業日 ※振替開始月は、最短で登録した翌月です。
きょうだい児の場合	新しくきょうだい児の利用が決定した場合、利用中の子どもで登録している口座と同じ口座から振替を開始します。振替を希望されない場合は、住民福祉課までご連絡ください。
取扱金融機関	十八親和銀行、ながさき西海農協、ゆうちょ銀行、西海みずき信用組合

＜納付書払い方法＞

納付通知書	保育料の決定に併せ、口座振替の登録を行っていないご家庭に送付します。
納期限	毎月月末（ただし 12 月は 25 日） ※土日祝日の場合、翌開庁日
支払方法	納付通知書に記載されている納付場所およびコンビニエンスストアにて納付できます。
納期限が過ぎてしまった場合	納期限が過ぎてしまった場合 ・納付場所によっては、受付ができないことがあります。 ・コンビニエンスストアでは、受付できません。

＜留意事項＞

・利用者負担金（副食費・保育料）は、保護者の責任をもって毎月納付期限までに必ず納付してください。

・**納期限を過ぎても納付がない場合は、法的手続きにより財産等の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。**

例：保育料滞納による児童手当からの強制徴収など

４．佐々町の保育施設について

＜佐々町立第２保育所＞

所　在　地：佐々町小浦免 746
電話番号：62-2231
開所時間：7:30～19:00
利用定員：（保育認定）115 名
受入年齢：5 か月～
実施事業：延長保育

＜佐々青い実幼児園＞

所　在　地：佐々町市場免 113-7
電話番号：62-2073
開所時間：6:50～20:00
利用定員：（教育認定）60 名
（保育認定）215 名
受入年齢：3 か月～
実施事業：延長保育、病後児保育、
幼稚園型一時預かり

＜佐々神田保育園＞

所　在　地:佐々町皆瀬免字春ノ前 896 番地 1
電話番号：62-2311
開所時間：6:45～20:00
利用定員：（保育認定）170 名
受入年齢：1 か月～
実施事業：延長保育

＜さざなみ保育園＞

所　在　地：佐々町古川免 111
電話番号：63-2513
開所時間：7:00～19:00※土曜 18：00 まで
利用定員：（保育認定）60 名
受入年齢：2 か月～
実施事業：延長保育、病後児保育